（北海道大学名誉教授）従七位　能町　純雄
正四位に叙する　北村　壽夫
従五位に叙する（各通）
正七位に叙する（以上三月五日）
（福井大学名誉教授）
従四位に叙する
正五位に叙する
従六位に叙する
正七位に叙する（以上三月六日）
正六位に叙する
正七位に叙する（以上三月七日）
従四位に叙する（三月八日）
正六位に叙する（三月九日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（三月一日）
中田　武夫
旭日双光章を授ける
上垣内輝男
旭日単光章を授ける（以上三月二日）
中野　一郎
佐藤　壽雄
鷲野三千男
旭日単光章を授ける（各通）（三月三日）
松村　友博
旭日単光章を授ける（各通）（三月四日）
森　稔
旭日重光章を授ける（三月八日）
新井　祥夫
旭日小綬章を授ける（三月九日）
栗原　精治
瑞宝中綬章を授ける
川頭　泰弘
瑞宝小綬章を授ける
石原　喜平
儀間　眞勝
伏見　彦長
吉田　義晴
瑞宝双光章を授ける（各通）
梅本　貞雄
高橋　幸雄
藤岡　信
吉富　一彦
瑞宝単光章を授ける（三月七日）
藤本　久男
緒方　健輔
冨田　耕藏
新井　祥夫
高柳　周一
森　稔
木下　實
福地　俊雄
大久保　怜
市丸　秋美
松尾斗伍郎
矢部　恒明
藤野丑五郎
北村　壽夫
能町　純雄
佐竹　芳和
山根　正史
十束　支朗
小泉　渉
千葉禮治郎
久末　滿
水野　直樹
高木　実
野村　昭次
目黒　哲次
佐野　勝
古川　照雄
重本　正明
清水　正紀
杉山　正義
森川　勤
高野　昌隆
平田　小二
小泉　和男
高野　千三
矢部　恒明
松尾斗伍郎
大久保　怜
福地　俊雄
高柳　周一
井上　孝志
宮田　善好
横山　理治
柿沼　利雄
（埼玉県警部補）
佐藤　清
向田　浩
（愛知県警部）
新惠　豊
中根　稔
小山　光善
池田　二郎
内藤　照雄
福山　恒男
黒沢　廣治
小詰　東楠
飯田　悦夫
四方　小里
有馬　勝
酒井　民雄
富田　芳雄
別府　鴻
由永　幸一
近藤　桂藏
青木　忠道
高橋　富久
能登　昭
数野　隆夫
井上　俊
福井　時雄
佐藤　教雄
波壁　義道
（山形大学名誉教授）
太田　祐良
佐々木勝實
友廣　公司
待田　英夫
（以上三月一日）
（以上三月二日）
（以上三月三日）
（以上三月四日）

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十四年四月六日　外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、死刑、無期若しくは長期二年以上の刑に当たる罪を犯した疑いにより逮捕状が発せられている旨が警察庁から外務大臣に通報されたことから、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年五月十日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

氏名（生年月日）	旅券申請上の住所	返納すべき旅券		返納理由
		旅券番号（発行年月日）	名義人	
大山多賀男（昭和三十九年六月十七日生）	東京都文京区根津	ＴＫ〇三六〇九七六（二〇〇九年十月七日）	大山多賀男	大阪簡易裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。
山口　順子（旧姓小暮、昭和四十一年十一月九日生）	東京都江東区東砂	ＴＧ二九六九五〇三（二〇〇二年十二月五日）	小暮　順子	大阪簡易裁判所から詐欺事件被疑者として逮捕状が発付された。

公　告

諸事項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成24年３月29日から１週間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき公告する。

平成24年４月６日

静岡地方法務局長　菅谷　久男

記

氏名　山田　茂樹
所属する司法書士会　静岡県司法書士会
登録番号　静岡第562号
事務所の所在地　静岡県伊豆市熊坂415番地
Livello－30　１階Ａ号
違反行為　登記申請意思確認義務違反等